

各 位

平成 15 年 4 月 11 日

会 社 名 株式会社 エルメ
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 岡元 康歳
(コード番号 8206 大証 2 部)
問合わせ先 Tel (06) 6201 - 3243 (代表)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 4 月 11 日開催の取締役会において、商法 280 条ノ 20 及び 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおりストックオプションの目的で新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を平成 15 年 5 月 22 日開催予定の当社定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的な当社業績の向上を図り、ひいては株主の皆様への利益に資することを目的とし、当社若しくは当社関連の取締役、監査役、社員及び契約社員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社若しくは当社関連の取締役、監査役、社員及び契約社員に割当てるものとします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 3,000,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

3,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 1,000 株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次に決定される 1 株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たり払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、これにより生じた 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日（当日に取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、新株予約権発行日の前営業日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

または、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 17 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者は（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において、当社若しくは当社関連の取締役、相談役、監査役、顧問、社員及び契約社員であることを要するものとする。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

新株予約権の質入れその他の処分は認めない。

その他、権利行使の条件は、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消去事由及び条件

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い当該新株予約権が承継されない場合、または当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる議案が株主総会で承認されたときは、当社は当該新株予約権を無償で消却する。

新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却する。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上